

第 6 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

| | | |
|--|---|--|
| 開催日及び場所 | 平成 22 年 3 月 23 日 (火) 本社会議室 | |
| 委員 | 田中俊充 (弁護士) 矢橋農吾 (大学名誉教授) 西谷隆亘 (大学名誉教授) 高橋 明 (水資源機構監事) | |
| 審議対象 | 1. 平成 21 年度契約事前点検結果について 2. 平成 21 年度上半期契約における実質的な競争性確保について 3. 平成 21 年度新規随意契約案件について | |
| 【沼田総管光ファイバ回線提供業務】 | 1. 平成 21 年度契約事前点検結果についての審議 | |
| | 委 員 | 機構事務局 |
| | ・ K D D I の光ファイバ回線提供業務は、前回と今年で全く同じ落札率だが、1 者だどこのような決まり切った形になるのか。 | ・ 光ファイバの利用料金は各社がカタログ価格として公示しており、その価格から算定したものを予定価格としています。従って、K D D I の価格がもし予定価格になれば、100% に近くなる可能性が高いものです。 |
| | ・ K D D I の対抗になるのは恐らく N T T ぐらいで、N T T が仮にやろうとすると、光ファイバを持っていかなければ、できないという状況になるのか。 | ・ もし一般競争で N T T がこの事業に参入しようとするれば、自ら一から光ファイバを張って、この事業を受けなければいけないという状況です。 |
| | ・ 参加要件の緩和として、「地域によっては、限られた企業しか存在しないため、原則、地域要件は求めない」となっているが、N T T が K D D I しか存在しない状況において、両方とも全国区だから、地域要件を当てはめて緩和するという論理がおかしいのではないか。 | ・ ご指摘のとおりなので、この改善点については削除したいと思います。 |
| ・【様式 10-3】平成 21 年度契約事前点検結果【新規案件】の『契約監視委員会からの指摘事項(注 7)』における『左記の具体的内容(指摘事項がない場合はその理由)』欄について、もう少し具体的に書いた方がわかりやすいのではないか。 | 指摘事項がない場合のその理由につきましては、随意契約理由の中から要約し具体的な内容を書くよう訂正します。 | |

第 6 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

| | | |
|---|--|--|
| 【富里ダム地すべり観測計器購入】 | <ul style="list-style-type: none"> ・議事の「平成 21 年度契約事前点検結果について」は、委員から出た意見に基づいて修正することで、事務局案を了承する。 | |
| | 2 .平成 21 年度上半期契約における実質的な競争性確保についての審議 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の算定に当たって、3 社から参考見積もりを徴取し、平均値を採用（機構の積算基準による）との説明であったが、この 3 社が応札している形となっているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・結果としまして、見積りを徴取した 3 社が応札しています。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・議事「平成 21 年度上半期契約における実質的な競争性確保に関する点検について」は、事務局案を了承する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ |
| <p>(1) 小石原川ダム建設事業に伴う文化財調査（朝倉市域）</p> <p>(2) 小石原川ダム建設事業に伴う文化財調査（東峰村域）</p> | 3 .平成 21 年度新規随意契約案件についての審議 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・民間調査組織が埋蔵文化財の調査をするということは、どこか文化庁のような管轄部署があって、その指導のもとにやるのか、それとも独自でやれるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財に関しては、ほとんどが市の教育委員会に委託しています。当方が調べたところ 2 件ほど一般調査組織に調査を依頼する案件がありました。民間組織でできないということはありませんが、実際には国等が埋蔵文化財を発掘するに当たり、民間調査組織が行うということになりますと届け出が必要になります。その審査について非常に厳しいものがあると聞いています。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・当委員会として、事務局案で随意契約することを了承する。 | |
| (3) 記録映像整理編集業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・著作権は譲渡することができないとの説明があったが、もし撮影会社が潰れたりした場合は、もうそれを中断するという考え方か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・著作権ではなく著作者人格権が、著作権法の第 59 条に規定されており著作者の一身に専属するもので、譲渡の対象とはなっていません。 |

第6回水資源機構契約監視委員会 審議概要

| | | |
|-------------------------------|--|---|
| (4) 水門設備工事の損害賠償請求に係る弁護士への委任契約 | ・初めからずっと記録映像を撮影して、会社がうまくいなくて無くなった場合どうなるのか。 | ・著作権については財産権ですので、譲渡の対象になりますが、一方の人格権は基本的に譲渡の対象にならない相反する関係ですので、取扱いが非常に難しいこととなっています。 |
| | ・当委員会として、事務局案で随意契約することを了承する。 | ・ |
| | ・機構の顧問弁護士は複数いるのか。 | ・本社と、それぞれ支社局ごとをお願いしています。 |
| | ・当委員会として、事務局案で随意契約することを了承する。 | |

問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

財務部契約課長

小出 裕之(内線 2251)

技術管理室技術調査課長

星野 博(内線 4631)